

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名		所在地																						
札幌医学技術福祉歯科専門学校		昭和57年3月19日	佐々木 雅男		〒064-0805 札幌市中央区南5条西11丁目1289-5 (電話) 011-513-2111																						
設置者名		設立認可年月日	代表者名		所在地																						
学校法人西野学園		昭和43年1月10日	前鼻 英蔵		〒063-0034 札幌市西区西野4条6丁目11-15 (電話) 011-661-6514																						
分野	認定課程名	認定学科名			専門士	高度専門士																					
医療	専門課程	歯科衛生士科			平成6年文部科学省告示第84号	-																					
学科の目的	学校教育法並びに歯科衛生士法に基づき、授業や演習、医療機関での実習を行い、歯科衛生士として必要な実践能力及び専門的知識・技能を習得させるとともに、その徳性を養わせることを目的とする。																										
認定年月日	平成27年 2月25日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
3年	昼間	3215時間	1625時間	180時間	1410時間	-	-																				
生徒総定員		生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																					
150人		110	0人	5人	49人	54人																					
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日			成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学習成績の評価は、定期試験(論文含む)、または演習、実習などの成績ならびに平素の学習活動全般から得られる評価資料(レポート等)に基づいて総合的に行う。 科目の成績の総合評価は、100点法をもっておこなう。 科目の評定は総合評価に基づいて平成28年度1年次からは秀・優・良・可・不可の5段階で、平成27年度までの入学生は優・良・可・不可の4段階で行う。																						
長期休み	■学年始:4月1日～4月3日 ■夏季:8月6日～8月30日 ■冬季:12月24日～1月17日 ■学年末:3月18日～3月31日			卒業・進級条件	校長は、当該学年の履修すべき科目のすべてを修得し、学校納入金を完納した者に対して、進級を認める。 また、当該学科所定の修業年限以上在学し、履修すべき科目のすべてを修得し、学校納入金を完納した者に対して、卒業を認める。																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 年度初め、後期開始時、臨床実習前などに担任が全員と面談を実施し、臨床実習では実習先ごとの担当教員を決め各クールの開始前、終了時には担当教員から配置学生への面談、指導を実施している。成績不振、問題発生時には該当学生に対し面談指導を行う。			課外活動	■課外活動の種類 学園祭、バスハイク 新入生歓迎会、球技大会、国試激励会 地域清掃 ■サークル活動: 有																						
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(平成30年度卒業生) 病院・歯科診療所 ■就職指導内容 福利厚生制度、労働関係法規、挨拶、身だしなみ、ビジネスマナー、履歴書添削、面接練習、小論文添削 ■卒業生数: 24人 ■就職希望者数: 24人 ■就職者数: 24人 ■就職率: 100% ■卒業者に占める就職者の割合: 100% ■その他 ・進学者数: 0人			主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業者に関する令和1年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td>②</td> <td>24人</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>サービス接遇実務検定2級</td> <td>③</td> <td>-</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>サービス接遇実務検定3級</td> <td>③</td> <td>-</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>札幌市防災協会普通救命講習Ⅱ</td> <td>③</td> <td>24人</td> <td>24人</td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例)認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等			資格・検定名	種	受験者数	合格者数	歯科衛生士	②	24人	24人	サービス接遇実務検定2級	③	-	6人	サービス接遇実務検定3級	③	-	6人	札幌市防災協会普通救命講習Ⅱ	③	24人	24人
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																								
歯科衛生士	②	24人	24人																								
サービス接遇実務検定2級	③	-	6人																								
サービス接遇実務検定3級	③	-	6人																								
札幌市防災協会普通救命講習Ⅱ	③	24人	24人																								
中途退学の現状	■中途退学者 1名 ■中退率 1.1% 平成30年4月1日時点において、在学者89名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者88名(平成31年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 進路変更 ■中退防止・中退者支援のための取組 個人ファイルを作成し、面談の記録等を読みながら継続的な学生指導を行っている。必要に応じて学生サポートセンターに相談し、臨床心理士によるカウンセリングを受けられるよう配慮している。学力不足の学生については放課後に個別指導を行ったり課題を与え添削指導を行っている。実習・実技の到達度の低い学生については放課後や長期休暇に個別指導を行っている。																										

<p>経済的支援制度</p>	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度： 有</p> <p>1. 特別奨学生支援制度 仕事への志が高く、人物・成績ともに優秀な方に対して、「課題作文(800字程度)」の評価により本校の特別奨学生として適格であると認め、入学時の学納金のうち入学金全額「20万円」または一部「10万円」を免除する制度です。</p> <p>2. 子弟入学者支援制度 西野学園の各専門学校・専門課程在学学生または卒業生及び看護科2年課程(通信制)の在籍または修了者の親・子・兄弟・姉妹で、本校の入学試験に合格した方に対して、授業料の一部10万円を減免する制度です。</p> <p>3. 特別経済支援制度 修学意欲が高く成業の見込みがある方で、個人住民税所得割が非課税の世帯など経済的な理由により就学困難な事情のある方を対象に年1回20万円を支援する制度です。</p> <p>4. 西野学園学費支援制度 経済的な理由から授業料等学校納付金の納入が困難な状況の方で、学業成績が平均水準以上であり日常生活態度が良好な方に対して、年1回、第Ⅲ期学校納付金額を上限として支援を行う制度です。</p> <p>5. 遠距離通学サポート制度 遠距離のため経済的に進学が困難な方(JR札幌駅起点に営業キロ100キロを超える通学定期券を購入する方で世帯全員の給与収入500万円以内の方)を対象として、通学に係る経済的な配慮を行う制度です。 修業年限の期間を上限として、1か月又は3か月通学定期(特急含む)の半額を支援します。</p> <p>■専門実践教育訓練給付： 給付対象 平成31年度3名受給。</p>
<p>第三者による学校評価</p>	<p>■民間の評価機関等から第三者評価： 無</p>
<p>当該学科のホームページURL</p>	<p>http://www.nishino-g.ac.jp/iga/shi/</p>

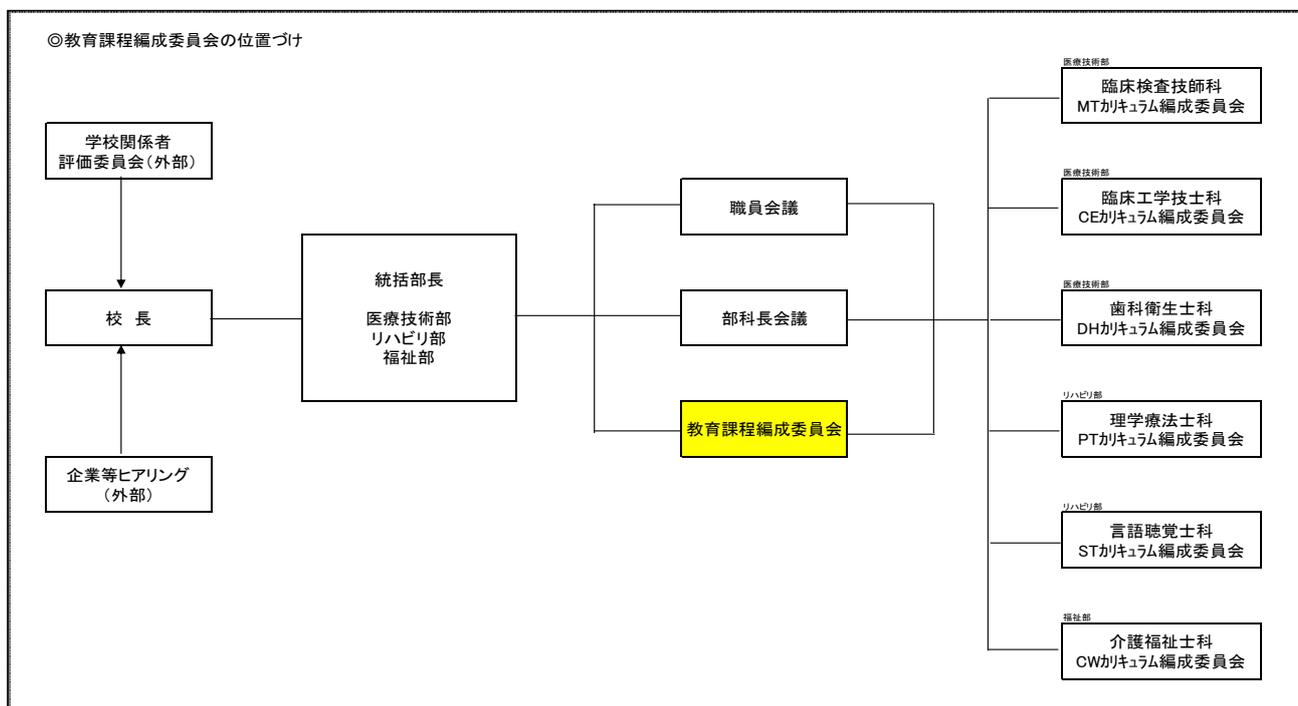
1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

臨床実習指導者連絡会議を開催し、実習指導者である歯科医師、歯科衛生士、本校関係者(校長・副校長・専任教員)の出席の下でカリキュラムの構成、授業・実習内容、評価項目等について検討する。また、西野学園本部学生サポートセンター就職支援担当が実施している就職先である歯科医院、病院等へのヒアリングの内容(本校の教育内容について優れている点、より一層指導が必要な事柄や教育に対する要望)を把握し、知識・技能の教育に留まらず幅広い人材育成に必要な内容について学科会議、教育課程編成委員会において慎重に議論を行い、教育課程の編成に反映させる。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

- ① 学科のカリキュラム編成委員会にて教育課程の原案を作成する。
- ② 教育課程編成委員会へ変更案を提出し、助言及び評価意見と共に学科のカリキュラム編成委員会へ戻す。
- ③ 学科のカリキュラム編成委員会にて作成された修正案を教育課程編成委員会にて再審議し、承認が得られたならば統括部長へ進達、不備があれば再度学科のカリキュラム編成委員会へ差し戻す作業を複数回繰り返す。
- ④ 統括部長が養成所指定規則との整合性や学校関係者評価委員会および企業等ヒアリング等で寄せられた意見等の反映具合等をチェックし、校長へ上申する。
- ⑤ 校長は案の作成過程等を統括部長および学科長へヒアリングの後決裁し、教育課程案が決定される。



(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

平成30年9月1日現在

名前	所属	任期	種別
小林 元子	一般社団北海道歯科衛生士会札幌支部 支部長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	①
太田 祥一	医療法人社団慶祥会ウィズ・ユー歯科 理事長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	③
佐藤 忠	札幌医学技術福祉歯科専門学校 医療技術部 統括部長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	
稲垣 直子	札幌医学技術福祉歯科専門学校 医療技術部 歯科衛生士科 学科長	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	
瀧井 百合子	札幌医学技術福祉歯科専門学校 医療技術部 歯科衛生士科 主任	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ① 業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ② 学会や学術機関等の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、12月)

(開催日時(実績))

第1回 令和元年7月 3日(水) 18:00~20:00

第2回 令和 2年1月29日(水) 18:00~20:00(予定)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

学生の基礎学力の現状を踏まえ、卒業時に歯科臨床で求められる知識・技能の到達度を指すためにはどのように教育課程と教育方法を改善していくべきか意見交換し、教育課程の編成や科目の授業内容に反映させていくことと、新しい教育課程の授業内容、授業評価、実習内容、実習評価項目等について検討を重ねた。

具体的には、専門基礎分野の授業の理解度を高めるために、1年次の早期に学生個々の基礎学力を把握して必要な補習授業や学習課題を与えて学力と自信を向上させることや、2年次臨床歯科医学の各科目と、歯科予防処置・歯科診療補助・歯科保健指導の授業内容をリンクさせ、各診療内容に応じた歯科衛生士業務を理解できるようにすること。3年次臨床実習においては歯科衛生士が実践している有病患者に対する長期的な口腔健康管理の実際を見学するに当たり疾患の概要と歯科治療、ケア時の留意事項について事前学習を行った上で見学ができるよう実習指導教員に協力を仰いだこと。

また、高齢者歯科全般の理解度を高めるために訪問診療の同行の機会を増やせるよう実習先へ働きかけた。周術期患者に対する歯科衛生士介入の機会を得るために専門医療機関へ交渉を続けている。臨床実習終了後には、歯科診療全般に対する理解が深まった時期に、他職種との連携のもとに行う全身管理を必要とする有病患者並びに周術期患者に対する歯科診療について歯科医学総論に盛り込み、現在の歯科臨床に必要なインプラント手術時の診療補助、ガウンテクニックを含む感染予防策の実習や、ホワイトニングに関する知識と薬剤の取り扱い、患者への指導内容を歯科診療補助Ⅲに取り入れた。

また、超高齢社会において歯科衛生士が保健・医療・福祉の総合的な観点から高齢者の口腔健康管理を担うために成人歯科保健の理解をより深めるよう臨床で実践に取り組んでいる歯科衛生士からの講義、演習を歯科診療補助Ⅲ、口腔保健管理、歯科保健指導Ⅲに取り入れた。加えてライフステージに合わせた健康教育では学齢期に加えて高齢者向けの健康教育を実践している歯科衛生士からの授業を取り入れた。次年度から新カリキュラムの運用が開始となるが、これらの教育実現のために基礎学力強化を見据えた個別指導に重点を置く科目構成とした。

今後の教育課程を編成する際にも、教育と臨床が緊密に連携をはかるために学校からは現在の新しい教育内容や課題を提示し、教育課程編成委員や実習指導者からは臨床で即戦力となる歯科衛生士を養成するためには教育に何をとり入れていくとよいか広くご意見を頂けるよう配慮

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ①学内の授業では歯科関係企業から講師を招いて最新の知見と歯科衛生士業務を行うための実習、演習を展開すること。
- ②学外で行う臨床実習では、事前に申請、承認を得た臨床実習先(一般歯科、小児歯科、矯正歯科の各開業医並びに口腔外科、高齢者歯科を専門とする総合病院内の歯科)と実習指導教員に実習を依頼し、学科の経営目標に基づき人材育成を目指して実習目的、実習目標を相互に理解し実習を行うこと。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

- ①各学年の授業で、臨床における新しい分野の知見と機器の理解を深めるために企業等と連携し協力を得て授業を行っている。具体的には歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導に関連して、口腔領域の臨床検査に関すること、歯周治療の一環として行うSRPに関する授業、器具のシャープニング、歯科保健指導用機材の特長と使用に関すること、インプラント手術時の医療安全管理、レーザー治療に関すること、ホワイトニング、歯科技工物の作製過程等がある。
- ②臨床実習は、実習開始前に指導者会議を開催して実習目的および実習内容、評価方法などを説明し歯科医師・歯科衛生士から意見を頂いている。実習開始前には担当教員が実習先を訪問し配置学生に対する指導上の留意点や配慮していただきたい事柄等を伝達し実習全体の打ち合わせを行う。各実習期間中には専任教員が1回以上実習先を訪問し、実習指導者から学生の到達度や実習状況について聴き、意見を頂いている。学生個々が実習目標を達成するためにはどのように指導し、行動変容を促していくか学科教員と実習指導者で緊密に連携しながら指導している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
歯科予防処置Ⅰ 歯科予防処置Ⅲ	齲蝕、歯周疾患の予防と継続的な口腔健康管理を行うための知識と技能を習得する	白水貿易株式会社
臨床検査法Ⅱ	患者の継続的な口腔健康管理や歯科診療を行うために必要な臨床検査及び口腔領域の臨床検査の方法を学ぶ	白水貿易株式会社
歯科材料学	歯科治療における保存修復、歯科補綴の目的で使用する各種歯科材料に関する理工学的性質を理解し、適切な取り扱い方法を学ぶ	株式会社札幌デンタルラボラトリー
歯科保健指導Ⅰ	疾患を抱えている人に対して病気が治癒するように、また健康な人に対しては、健康状態を保ち快適な生活を営むために必要な歯科保健指導および歯科衛生教育の基本的知識・技術を習得し、臨床および公衆衛生活動に十分対応し得る能力を養う	株式会社モリタ
歯科診療補助Ⅲ	歯科衛生士として、歯科診療を円滑に進めるために基本となる臨床科目の知識をもとに、適切な歯科診療補助を行う技術を習得する	株式会社松風 株式会社ヨシダ
臨床実習Ⅰ 臨床実習Ⅱ	口腔保健を担う専門職として、学内で習得した知識・技能・態度を、臨床の場において実践できる能力を養う	デンタルクリニック大通り、札幌西 円山病院、円山サークル歯科医 院、 山麓通り歯科診療所、ラポール歯 科医院、マリオン歯科、ハロー小 児歯科・歯科口腔外科、たけいし 歯科、 なかきた歯科クリニック、永山ファミ リー歯科クリニック、splus すずき歯科クリニック、ウィズ・ユ ー 歯科、杉山歯科医院、鎌田 歯科医院、月寒中央歯科医院、 羊ヶ丘歯科医院、星川歯科医院、 わかまつ歯科医院、市岡歯科医 院、えがみ歯科医院、いしづか歯 科クリニック、アップル歯科医院、 たく歯科、佐々木歯科医院、 碓井歯科クリニック、きたざわ矯正 歯科クリニック、岩寺小児歯科医 院、 ゆき小児歯科・歯科口腔外科、ラ イオン小児矯正歯科クリニック、 おおいで矯正歯科、クオレ矯正歯 科クリニック、加藤歯科医院、 つがねさわ歯科医院、なかむら歯 科、恵佑会札幌病院、さいとう 歯科室、レインボー歯科、きたひろ 東口歯科、長内歯科新川診療 所、千葉歯科クリニック、南2条千 葉歯科クリニック、かわぞえ歯科ク リニック、本間歯科医院、高橋歯 科、とまこまい歯科、おひさまスマ イル歯科、なか歯科、うのデンタル クリニック、やよいフレンド歯科、宮 本歯科、しんどう歯科クリニック、 東北通歯科クリニック、旭山小児 歯科、環状通東歯科

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

教職員研修規程に則り、企業等と連携して、専攻分野における実務に関する研修や指導力の修得・向上のための研修等を教職員の業務経験や能力、担当する授業科目や授業以外の担当業務等に応じて受講させることを基本方針とする。

また、校長は計画的に受講させるために年間研修計画を策定し、①専攻分野における実務に関する研修等、あるいは②指導力の修得・向上のための研修等を受講させる。

具体的には、①について、全国歯科衛生士教育協議会専任教員講習会Ⅰ～Ⅴ、認定更新研修Ⅵの受講と支部組織である北海道歯科衛生士養成機関連絡協議会による研修の受講、日本歯科衛生学会、日本歯科衛生教育学会、その他関連学会への参加と歯科衛生士主要3科教育に関わる関連研修会の受講がある。②について、西野学園教職員研修会や公開授業、企業等が主催する研修会の受講がある。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名：「第72回北海道歯科学術大会 モーニングラウンジ with DH」

連携企業等：北海道歯科医師会・北海道歯科衛生士会

期 間：令和元年8月18日(日)

対象：歯科医師・歯科衛生士

内 容：歯科医院に求められている事と歯科衛生士の役割、歯科のない急性期総合病院との連携～歯科衛生士の新たな挑戦等

研修名：「令和元年度 予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会」

連携企業等：一般社団法人 全国歯科衛生士教育協議会

期 間：令和元年11月2日(日)

対象：歯科衛生士

② 指導力の修得・向上のための研修等

公開授業：令和元年4月～令和2年1月(全教員対象)

歯科衛生士科では、全教員が当該年度に1度公開授業および授業検討会を通して、個人の授業スキルアップを図っている。授業指導案、コマシラバス、確認テストまたは到達度評価表を用い授業展開をする。授業実践力向上の貴重な機会である。

学園研修会(年に1度、2日間)

期 間：令和元年1月15日(月)・16日(火)

対象：学園教職員

内 容：1日目：1 経営方針 2 監事監査報告3 研究・教育関連報告 2日目：1研究・教育関連報告・2ICT関連研修会

学園夏季研修会「ルーブリック評価を用いたアクティブラーニングの在り方」

連携企業等：北海道手稲高等学校

期 間：令和元年8月7日(金)

対象：学園教職員

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名：「日本臨床歯周病学会第37回年次大会」

連携企業等：特定非営利活動法人 日本臨床歯周病学会

期 間：令和元年6月22日(土)・23日(日) 対象：歯科医師、歯科衛生士

内 容：超高齢社会を迎えて歯科衛生士に必要なペリオ・インプラント重要キーワード

研修名：「日本歯科衛生学会14回学術大会」

連携企業等：日本歯科衛生学会、公益社団法人日本歯科衛生士会

期 間：令和元年9月19日(金)～21日(日)

対 象：歯科衛生士

内 容：歯科衛生臨床に関する研究発表

研修名：「第64回 公益社団法人 日本口腔外科学会総会・学術大会」

「第2回歯科口腔外科看護研究会&歯科衛生士合同発表会」

「第19回歯科衛生士研究会」

連携企業等：公益社団法人 日本口腔外科学会総会・学術大会 運営事務局

公益社団法人日本歯科衛生士会

期 間：令和元年10月25日(日)～27日(日) 対象：歯科医師、歯科衛生士、医師、看護師

内 容：歯科口腔外科臨床における歯科衛生士の関わり(多職種連携等)について

研修名：「第25回日本摂食嚥下リハビリテーション学会学術大会」 対象：歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士

連携企業等：(一財)口腔保健協会

期 間：令和元年9月6日(金)～7日(土)

内 容：「脱ニコチン！依存症からの解放—環境・治療・教育 三位一体の禁煙推進—」

研修名：「第13回日本禁煙学会学術大会」

連携企業等：社会医療法人公徳会トータルヘルスクリニック

期 間：令和元年11月3日(日)～4日(月) 対象：医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士

内 容：歯周治療における歯科衛生士の役割、他

② 指導力の修得・向上のための研修等

公開授業：令和元年4月～令和2年1月(全教員対象)

令和元年度学園研修会(年に1度：令和2年1月15日予定)

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき実施した自己点検評価結果について、学校関係者による評価を受けることにより自己点検結果の客観性・透明性を高める。また、教育活動に関する意見交換を通し、学校と密接に関係する外部の方(関連業界等関係者、関係専門職団体、地域住民、卒業生等)の理解促進や、連携協力による学校運営の改善を図ることを基本方針とし、実践的な職業教育の実施を目指す

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1 理念・目標・育成人材は定められているか 2 社会のニーズ等を踏まえた学校の構想を抱いているか 3 理念・目的・育成人材像・特色などが学生・保護者等に周知されているか
(2) 学校運営	4 目標等に沿った運営方針が策定されているか 5 運営組織は明確にされ、有効に機能しているか 6 情報システム等による業務の効率化が図られているか 7 学校内総合力を高めるための連携と協働体制の確立が図られているか 8 教育活動に関する情報公開が適切になされているか
(3) 教育活動	9 教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか 10 学校行事の適切な企画、円滑な運営がなされているか 11 授業規律を確保し、指導体制の立て直しが図られているか 12 関連分野の企業、関連施設等、業界団体等の連携により、教育課程の作成、見直しが行われているか 13 成績評価、単位認定の基準は明確になっているか 14 授業評価の実施、評価体制があるか 15 職員の能力開発のための研修が行われているか 16 クラス担任と教科担任の連携を密にし、学生の実態にあった指導法の確立に努めているか
(4) 学修成果	17 就職率の向上は図られているか 18 退学率の低減は図られているか 19 卒業生・在校生の社会的な活動及び評価を把握しているか
(5) 学生支援	20 学生相談に関する体制は整備されているか 21 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか 22 保護者と適切に連携しているか 23 卒業生への支援体制はあるか 24 LHRなどを効果的に活用し、職業観の育成に努めているか 25 社会のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか 26 学生が自己理解、自己啓発、自己実現をするための方策が整備されているか
(6) 教育環境	27 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか 28 図書室利用の活性化が図られているか 29 防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	30 学生の募集は適正に行われているか 31 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか
(8) 財務	32 中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか 33 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか
(9) 法令等の遵守	34 法令、専門学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか 35 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか

(10)社会貢献・地域貢献	36 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか 37 学生のボランティア活動を奨励・支援しているか
(11)国際交流	-

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員会による評価の結果、学校による自己点検結果については全般的に一定の理解を得ることが出来たと思われる。しかし、卒業生や他職種との連携や地域における役割等については課題として提示されたため、今後は学校・学科経営計画策定や、カリキュラム・授業内容の検討等の教育活動を見直す際の判断材料として意見を反映するよう取り組み、さらなる実践的な職業教育の実施を目指す。
なお、社会・地域貢献の一環として、今年度より学校祭を開催し地域住民との交流を図った。また、地域住民を招いて授業を実施する「地域交流授業」については委員からの要望が強かったため、今年度もさらに内容を深化させ実施予定である。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和1年7月29日現在

名前	所属	任期	種別
藪 貴代美	北海道言語聴覚士会 副会長 (医療法人社団明日佳 札幌宮の沢脳神経外科病院)	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	企業等委員 関係専門職 団体
松本 剛一	社会福祉法人ほくろう福祉協会 理事長	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	企業等委員
濱本 龍哉	北海道理学療法士会 副会長 (医療法人 新さっぽろ脳神経外科病院)	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	企業等委員 関係専門職 団体
松田 弘	札幌市中央区西第八町内会 会長	平成30年4月1日 ～令和2年3月31日	地域住民

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生、校長等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ 公表時期:令和1年11月30日)

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、企業等の関係者の理解を深めるとともに、さらなる連携・協力の推進に資するため、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することを基本方針とする。これにより、相互の情報交換が促され、学外実習、就職指導など企業等との連携による活動の充実や、産業界等のニーズを踏まえた教育内容・方法の改善につながることを期待される。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針 ●校長名、所在地、連絡先等 ●学校の沿革、歴史
(2)各学科等の教育	<ul style="list-style-type: none"> ●収容定員、在学学生数 ●カリキュラム(科目編成、授業時間数) ●進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業修了の認定基準等) ●学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ●卒業後の進路(主な就職先、就職率等)
(3)教職員	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリア教育への取り組み状況 ●実習等の取り組み状況 ●就職支援等への取り組み状況
(5)様々な教育活動・教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ●学校行事への取り組み状況 ●課外活動(サークル活動等)
(6)学生の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ●学生支援への取り組み状況
(7)学生納付金・修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ●学生納付金の取り扱い ●活用できる経済的支援措置の内容等(奨学金、授業料減免等の案内等)
(8)学校の財務	<ul style="list-style-type: none"> ●貸借対照表、収支計算書
(9)学校評価	<ul style="list-style-type: none"> ●自己評価、学校関係者評価の結果 ●評価結果を踏まえた改善方策
(10)国際連携の状況	-
(11)その他	<ul style="list-style-type: none"> ●学校運営の状況に関するその他の情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法 ホームページ

URL: <http://www.nishino-g.ac.jp>

授業科目等の概要

(医療専門課程歯科衛生士科) 令和1年度																
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携	
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任		
○			生物学	「生命・ヒトの生物学」の基礎生物学的な授業を行う。授業を通じて、理論と実践の両面から歯科衛生士の専門性について考察する。生命、誕生、変遷等、生命に関わる内容を学ぶ。	1前	15	1	○			○					
○			化学	歯科衛生士として必要不可欠な「物質の状態」「物質の性質」「水溶液」「化学反応」について、基本的な事項を中心として学ぶ。	1前	15	1	○			○					
○			情報処理	パソコンで広く利用されている日本語ワープロソフト、表計算ソフト、プレゼンテーションソフトの操作を演習を通して学び、情報処理に必要な技能や応用力を身につける。	1通	45	1			○	○					
○			基礎数学	関数や方程式の解、物質の量や濃度を求める計算、論理的な思考など、歯科衛生士業務に必要な数学的処理能力を身につける。	1前	15	1	○			○					
○			心理学	歯科診療を受ける患者の行動を理解するために心理的な観点からのものの見方を学ぶ。ひいては患者と良好なコミュニケーションをはかり信頼関係のもとに円滑な歯科診療を行うことができるための基本的な考え方を理解する。	1後	30	2	○			○					
○			倫理学	歯科衛生士として求められる今日の医療倫理について学ぶとともに、医療現場で必要となるコミュニケーションスキルなど、医療倫理を基盤にした実践的な方法を身につける。	1後	15	1	○			○					
○			臨床歯科英語	英語を通して、治療や助言を求める患者に対して、患者の疾患状態や、疾患原因とその治療方法、歯科保健指導内容を判りやすく説明できるようになる。	1後	30	2	○			○					
○			文章表現	歯科衛生士学生として、レポートや記録を作成するために、および将来の業務記録作成のための基本的スキルとして書く基本技術を習得する。	1前	15	1	○			○					
○			保健体育	運動・スポーツを通して自己の健康保持・増進・体力の向上を目指し、各種目の練習、ゲームを通して他者とのコミュニケーションをはかり、集団で運動することの意義と楽しさを体験する。 また、女性の身体的特性について学び、生涯にわたる健康づくりの意義を学ぶ。	1通	30	1			○	○					
○			解剖学	「解剖学」は、人体各部の形、構造を知り、働きを理解することを目的とする。この目的を達成するために基本的な解剖学のルールをマスターし、人体の構造について名称のみならず、3次元的な立体像をイメージできるようになり、人体の構造から働きを理解する事を最終目標とする。	1前	30	1	○			○					
○			組織・発生学	組織学では全身の組織の構成要素を理解し、歯を含む人体の組織について、光学顕微鏡および電子顕微鏡によって観察される構造を学ぶ。さらにそのような構造物がどのような機能を担うかを理解する。発生学では人体の初期発生、および顔面、口腔、歯の発生について学ぶ。	1前	30	2	○			○					

○		生理学	生体をつくる60兆個の細胞のしくみからはじまり、生命維持に必須な植物機能、すなわち、血液、循環、呼吸、消化、排泄、体温、内分泌、生殖と、運動を可能とする動物機能、すなわち筋肉、神経、感覚の機能について、生体の機能すべてを学習する。	1前	30	1	○		○		○							
○		生化学	生体の生命現象を理解し、生体に吸収された物質がどのように代謝されて栄養となるか理解する。歯の構成を理解し、う蝕や歯周疾患の成り立ちを理解する。	1後	30	1	○		○		○							
○		口腔解剖学	歯科医学の学問対象である口腔を理解するため、口腔付近の正常解剖を学ぶ。	1通	30	1	○		○		○							
○		歯牙解剖学・歯型彫刻	歯科衛生士に必要な歯の形態に関する知識を習得し、理解することを目標とする。また、講義で学んだ歯の形態的特徴を、歯の計測・スケッチ・カービングという3種類の手技を通じて3次元的に理解する。	1後	45	2	○	△	○		○							
○		口腔生理学	口腔の機能を学習する。「顎・口腔の機能」と「歯と歯周組織の機能」に大きく分け、前者では歯と口腔の感覚、味覚と嗅覚、咬合と咀嚼、嚥下と嘔吐、発声、唾液分泌、後者では、歯と歯周組織の機能について学習する。	1後	15	1	○		○		○							
○		病理学・口腔病理学	病気の原因、病気発生のしくみ、症状などについて学ぶ。前半は病気発生機序の基本を学び、後半は口腔領域に発生する病気について学習する。	1後	30	2	○		○		○							
○		微生物学・口腔微生物学	ヒトに感染する微生物の構造と感染様式を理解し、さらに、そのような病原微生物が侵入してきた時に生体はどのように認識し排除するかを理解し、また、滅菌・消毒を理解し、院内感染対策を立案できることを目的とする。	1後	30	2	○		△	○								
○		薬理学・歯科薬理学	薬理学の総論と各薬物の作用、作用機序および使用上の注意点について学ぶ。また歯科治療において使用する薬剤について学習する。	1後	30	2	○		○		○							
○		栄養学	生命を左右する重要な役割をしている栄養について、食物摂取後の体内に於ける消化・吸収・代謝をはじめ食事摂取基準等を理解してライフステージごとの歯科保健指導において適切な栄養指導をできることを目標とする。	1後	20	1	○		○		○							
○		口腔衛生学Ⅰ	歯科疾患の予防を通して、心身の健康を増進するために必要な理論および知識を習得する。あわせて、国民の健康と福祉の向上に寄与する専門家としての幅広い視野と見識、問題解決に必要な能力を育てることを目標とする。	1通	60	2	○		○		○							
○		口腔衛生学Ⅱ	歯科医療の技術を個人から集団の予防に活かすための方法として、歯科疾患の疫学、歯科衛生統計の基礎を学び、口腔の専門家として幅広い視野と見識で問題解決できる能力を養うことを目標とする。	2前	30	1	○		○		○							
○		衛生学	衛生学の基礎を理解し、生活環境と健康との関連を理解することで、衛生学を身近なものとして認識し、問題意識を持って取り組む姿勢を身につけることを目的とする。	1後	15	1	○		○		○							
○		公衆衛生学	公衆衛生学の基礎と地域歯科保健について理解し、日常生活との関わりを知ることを目的とする。	1後	15	1	○		○		○							
○		衛生行政	歯科衛生士の業務に関連する様々な法律と、その法律を実際に運用する行政の概要について学習する。	2前	20	1	○		○		○							

○		歯科診療補助 I	歯科衛生士として診療を円滑に進行させるため、基本となる臨床科目の知識をしっかりと身につけ、歯科治療の手順を十分理解し、診療の流れに即して器材の的確かつ迅速な準備ができ、診療補助の基本的技術を修得することを目的とする。	1通	90	3	△	○	○	○								
○		歯科診療補助 II	各専門科目の学習が総合的に歯科診療のひとつの流れとして理解できるように、講義と実習を組み入れて行う。臨床実習において歯科診療のシステムを学び更には歯科衛生士として就業した際に、常に向上心を持てる医療人になってもらうための礎となる授業とする。	2通	90	3	△	○	○	○	○							
○		歯科診療補助 III	歯科衛生士として診療を円滑に進めるため、基本となる臨床科目の知識をしっかりと身につけ、歯科治療の手順を十分理解し、診療の流れに則して器材の的確かつ迅速な準備ができ、診療補助の基本的技術を修得することが目的です。	3通	90	3	△	○	○	○	○							
○		介護概論	高齢者・障害者への歯科診療を行うにあたり、歯科衛生士が理解しておかなければならない介護に関する知識を学び、障がい者を多職種で支援する視点を理解します。	1後	15	1		○	○	○	○							
○		歯科材料学	歯科で補綴物などで使用される各種材料の特性を理解し、メリットとデメリットを把握して、最適な使用方法を学ぶ。	2通	30	1		○	○	○	○							
○		臨床実習 I	臨床実習指導者の監督下、歯科衛生士の三大業務である『歯科予防処置』、『歯科診療補助』、『歯科保健指導』について、実際の臨床施設にて学ぶ。	2後	360	8		○	○	○	○							
○		臨床実習 II	2年次の臨床実習で得られた知識や経験をさらに確かなものにするためにステップアップした目標を設定し、一般歯科診療室（矯正、小児も含む）や病院歯科での実習を行います。また、全身的な疾患を伴う患者への歯科診療に付いて症例を実際に見学し理解を深めます。	3前	540	12		○	○	○	○							
○		アロマセラピー	アロマセラピーの基本的な知識を身につけ、正しく安全に使用するための方法を学ぶ。ひいてはアロマ検定1級・2級に対応し得る知識を習得する。	1通	30	1	○	△	○	○	○							
○		歯科医療事務 I	医療機関内での患者受け、治療費の計算、診療報酬明細書作成、カルテ管理など、一般の歯科医院で歯科衛生士が担うことが多い歯科事務について学ぶ。また、医療保険制度や診療報酬の仕組みを理解する。	2通	30	1		○	○	○	○							
○		歯科医療事務 II	2年次学習した歯科請求事務の基礎知識をもとに、診療録（カルテ）と付き合わせながら、診療報酬明細書を正しく記載できるようになることが目標です。	3通	30	1		○	○	○	○							
○		レセプトコンピュータ実習	「歯科診療補助論」の授業の中で学んだ歯科請求事務、レセプトの知識を基に実際に歯科システムのソフトウェアを使用して日々の診療データ入力・会計を行います。さらに診療報酬明細書を作成し、点検・総括方法を修得することを目的としています。	3後	30	1	△	○	○	○	○							
○		実習指導 I	臨床実習 I で学ぶ知識・技術・態度について、全体指導に加え自ら考えまとめる時間と担当教員からの指導を個別に受ける時間とする。	2後	30	1	○	○	○	○	○							
○		実習指導 II	臨床実習 II で学ぶ知識・技術・態度について、全体指導に加え自ら考えまとめる時間と担当教員からの指導を個別に受ける時間とする。	3前	30	1	○	○	○	○	○							

○		課題研究	これまで学習した基礎知識を基に、各自の興味や将来の方向性に沿ってテーマを選定し、計画・立案に基づいて研究を展開し、その結果を論文、レポートにまとめる。	3通	60	2	○	○	○					
○		総合学習 I	医療職として必要な基本的マナーと所作を身につけ、医療人としての人格形成に必要なコミュニケーションを学ぶ。	1前	15	1	○	△	○	○	○			
○		総合学習 II	歯科衛生士として求められる医療現場で必要となる患者様へのアプローチと医療面接の方法、他職種と連携するためのコミュニケーションスキルなど、医療倫理を基盤にした実践的な方法を身につける。	2前	15	1	○	△	○	○	○			
○		総合学習 III	職場のコミュニティの一員として、歯科衛生専門職を担うために必要な制度を学び、社会人として良識ある行動について理解する。またビジネス文書の作成の実際について学ぶ。	3通	30	2	○	△	○	○	○			
○		歯科医学総論	3年間の歯科衛生士養成カリキュラムにおいて学習した分野のうち、歯科衛生士国家試験に関わる専門基礎分野、専門分野について総まとめの講義と国家試験対策を行う。	3通	60	2	○		○	○	○			
合計				71 科目	単位時間(115単位 3215時間)									

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
		1学年の学期区分	2期
		1学期の授業期間	21週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。